



地球温暖化対策の推進に関する協定書

一般社団法人栃木県住宅協会（以下「協会」という。）と栃木県（以下「県」という。）は、県民総ぐるみによる地球温暖化対策を推進するため、協働して次のとおり取り組みます。

- ◆ 協会は、協会及び協会員の事業活動の中で、下記の事項について重点的に取り組みます。
 - 協会員、関係企業及び顧客に対し、地球温暖化対策の重要性、住宅の省エネ・創エネ化の効果について積極的に情報提供します。
 - 住宅の躯体・設備の省エネ性能の向上に努めるとともに、太陽光発電など再生可能エネルギーを積極的に活用します。
 - 県が実施する地球温暖化防止や住宅の省エネ・創エネ化のための施策について、積極的に協力するとともに、関係企業及び顧客への周知を図ります。
- ◆ 県は、協会が上記取組を行うにあたり必要な情報等を提供するとともに、協会による取組について県ホームページ等で広く紹介します。

この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、協会と県が協議して決定します。

平成25年1月25日

一般社団法人栃木県住宅協会
会長

中津正竹

栃木県知事

福田富一